

2017年度「全国労働衛生週間」を10月に実施します ～今年のスローガンは「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」～

全国労働衛生週間を実施します

厚生労働省は、10月1日(日)から7日(土)まで、2017年度「全国労働衛生週間」を実施します。今年のスローガンは、一般公募に応募のあった457作品の中から、村井俊明さん(新潟県)の「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」に決定しました。このスローガンは、働き方改革を契機に、それぞれの職場における健康管理や職場環境を見直し、だれもが輝くことのできる職場を目指しています。

全国労働衛生週間とは？

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどが目的です。1950年から毎年実施しているもので、今年で68回目となります。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲

示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

どんな問題がありますか？

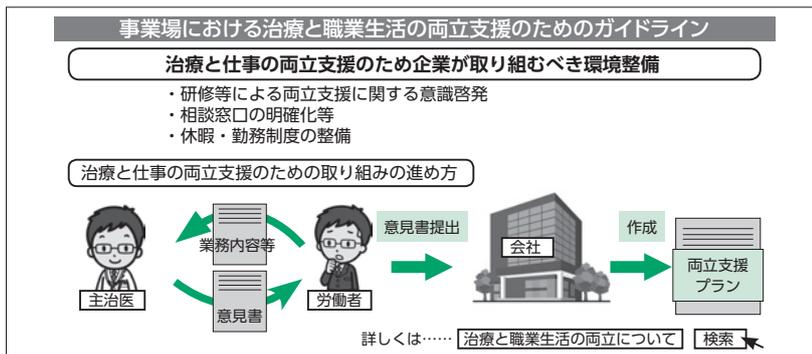
働く方の健康を取り巻く状況は、治療をしながら仕事をしている方が労働人口の3人に1人を占めているなど、治療と仕事との両立が大きな課題となっています。ほかにも、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害などが重要な課題となっています。

何に気をつけなければいのですか？

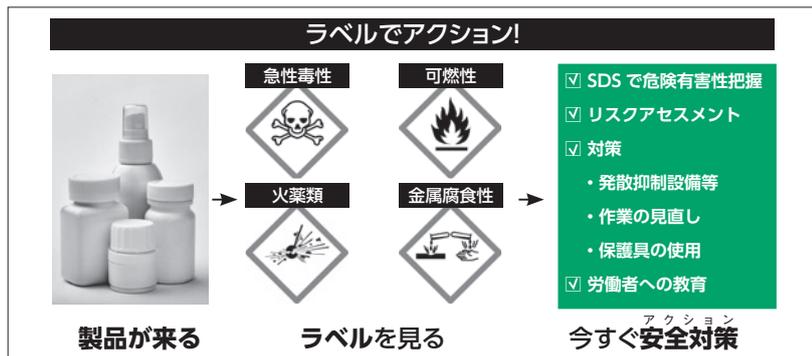
全国労働衛生週間を契機に、それぞれの会社において、次の取り組みをはじめとした、職場における労働衛生対策が十分実施されているか、総点検をしてください。

- ①治療と仕事の両立支援対策の推進
 に関し、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づく事業場環境整備
- ②化学物質による健康障害防止対策
 に関し、改正労働安全衛生法(2016年6月施行)に基づく危

図表1 両立支援



図表2 化学物質の安全対策



- ⑤ 職場における腰痛予防対策の推進
- ⑥ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ⑦ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ⑧ 労働者が石綿等に基づく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
- ⑨ その他労働衛生管理の推進等
- ⑩ 職場における受動喫煙防止対策の推進
- ⑪ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
- ⑫ 労働者が石綿等に基づく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
- ⑬ その他労働衛生管理の推進等